

文化芸術都市創生計画（素案）

計画の構成

第1章 計画がめざすもの

- 1 計画策定の背景
- 2 文化芸術をめぐる京都の現状と課題
- 3 文化芸術都市の創生に向けて
- 4 計画の位置づけと計画期間

【10年後の文化芸術都市・京都の姿（イメージ）】

第2章 計画の内容

- 1 京都がリードする文化芸術のまちづくり ～五つの京都先行プロジェクト～
- 2 文化芸術都市創生のための総合的な施策

第3章 推進方法

- 1 市民参加による推進体制
- 2 文化芸術政策推進体制の充実及び関係機関の連携
- 3 京都創生策の推進
- 4 計画の評価・点検等

第1章 計画がめざすもの

1 計画策定の背景

文化芸術（※1）は、人々に精神的な潤いやかけがえのない感動、大きな生きる喜びなどをもたらすとともに、豊かな創造性や感性、表現力を育み、また、人々の心をつないで互いに理解し合う可能性を提供し、更には都市に活力を与えるものです。

京都は、1200年を超える悠久の歴史の中で、優れた文化芸術を生み出しながら、これを重層的に蓄積し、また、創造的に継ぎ足しながら、全国に類のない「厚み」のある文化芸術を形成してきました。

京都において、文化芸術は、単に、一時の享楽を人々にもたらし都市に飾りを添える、都市の多々ある特性のうちの一つとして存在してきたのではなく、市民の暮らしに根を下ろし、都市の営みと共に創生・蓄積を繰り返してきた、都市の本質に関わる要素でありました。

文化芸術は、京都を、政治や経済の力によらずとも、国内、更には世界の中でも格別の位置を占める都市として、世界の評価を集めるに至らしめている重要な「都市の力」であり続けてきたのです。

今日、文化芸術には、人々や社会に与える影響力があり、こうした文化の持つ力（＝文化力）が「国の力」であることが、世界的にも認識されはじめてきました。このため、世界各国で文化力を高めることで、社会を活性化し国の魅力を高めて世界からの評価を高めようという文化政策における国際競争が展開されつつあります。

わが国においても、経済力のみならず文化力により世界から評価される国へと発展していくこと、すなわち文化芸術で国づくりを進めるという「文化芸術立国」をめざす方針が示されています。

（文化庁 文化審議会文化政策部会 平成18年7月「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて(中間まとめ)」から)

こうした中、京都は、既に、長年にわたり都市の営みと文化芸術との密接なつながりを持ち、都市の存続・発展の大きな力として文化を創生・蓄積してきました。市政においても、昭和53年に「**世界文化自由都市宣言**」（※2）を行い、京都が「広く世界と文化的に交わることによって、優れた文化を創造し続ける永久に新しい文化都市」であることを都市の理想像として掲げました。

このような、今日の社会の潮流を先行する京都の特性を、今、改めてこれからの京都のまちづくりに生かすことが求められています。

このため、京都市では、「歴史都市・京都創生策」(※3)により、京都の優れた文化や美しい景観を、保存、再生、創造、更には国内外に発信する取組を進めるとともに、その文化面の取組として、京都のまちを、より一層の魅力に満ちた文化芸術都市として創生することをめざして、平成18年4月に「京都文化芸術都市創生条例」(※4)を施行しました。

本計画は、「京都文化芸術都市創生条例」に基づき、今日的な社会動向等を踏まえつつ、京都ならではの「文化芸術によるまちづくり」、すなわち「文化芸術都市の創生」を総合的かつ計画的に進めるための具体的指針として策定するものです。

※1 文化芸術

本計画において「文化芸術」は、限定的に定義するものではありませんが、「文化芸術振興基本法」(平成13年12月施行)に準じ、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、文学、映画・漫画等のメディア芸術、能・狂言・邦舞・邦楽・邦舞等の伝統芸能、落語、茶道、華道、囲碁、将棋、民俗芸能などを想定しています。

※2 世界文化自由都市宣言

「全世界のひとびとが、人種、宗教、社会体制の相違を超えて、平和のうちにつどい、自由な文化交流を行う都市」であることを、京都市の都市理念として宣言したものです。

※3 歴史都市・京都創生策

京都の歴史的な景観や文化は、京都だけのものでなく、日本の財産であり、これを市や市民の手で守り、育て、国内外に魅力を発信していくとともに、国に対しても積極的に守り、活用していくことを提案する取組です。

※4 京都文化芸術都市創生条例

京都の優れた文化芸術を通じて市民生活やまちづくりの取組を活性化し、京都を新たな魅力に満ちあふれた世界的な文化芸術都市として創生することをめざして制定・施行。

本条例では、文化芸術都市創生の基本理念と、本市及び市民の責務を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本的考え方等を定めています。

2 文化芸術をめぐる京都の現状と課題

(1) 芸術文化振興の指針に基づくこれまでの取組

京都市では、平成8年に「京都市芸術文化振興計画」を策定し、更に平成15年には、同計画の更なる推進を図るため「京都市芸術文化振興計画推進プログラム 芸術文化の都づくりプラン」を策定するなど、これまでから、文化芸術振興の長期的な指針のもとに文化芸術振興の積極的な取組を進めてきました。

(主な取組)

- ア 「京都芸術センター」の開設（平成12年4月）による、芸術家等の文化芸術活動の支援，市民等への文化芸術情報の発信，芸術家と市民の交流など，総合的な文化芸術振興の取組の推進
- イ 「京都市芸術文化特別奨励制度」の創設（平成12年度）や，京都市立芸術大学の充実（平成12年度に大学院美術研究科後期博士課程設置，平成15年度に大学院美術研究科後期博士課程設置）等による芸術家の育成や活動支援の推進
- ウ 「京都文化祭典」（平成16年度～）や京都市交響楽団の演奏会，薪能，市民狂言会，市民寄席の開催等による市民の文化芸術活動の振興
- エ 京都会館や京都市美術館，京都コンサートホール等の施設に加え，京都市美術館別館（平成12年度）や，右京ふれあい文化会館（平成13年度）の開館等による文化芸術環境の向上
- オ 「文化ボランティア制度」の創設（平成14年度）による，文化芸術を支える市民のボランティア活動の活性化

(2) 市民の皆さんの意識

京都市では、本計画の策定に当たって、京都の文化芸術に関する市民の皆さんの意識や考えを伺う「市政総合アンケート調査」を平成18年6月から7月に実施しました。その結果、以下のようなことが明らかになりました。

○ 市民の皆さんの、京都の文化芸術に対する関心は高い。しかし、十分に享受されていない面も

京都の文化芸術について“もっと触れ、楽しみたい”等の回答が9割近くあり、改めて京都の文化芸術に対する市民の皆さんの興味・関心が高いことがわかりました。一方、このうち6割強が“機会があれば楽しみたい”とするなど、京都の文化芸術の魅力や豊かさが認知されながら、機会がないなどの理由で、必ずしも十分に市民の皆さんに享受されていないこともうかがえます。

○ 文化芸術都市創生のために、行政・関係機関の連携が必要、また、市民、芸術家、企業等の取組が大事との意見が多数

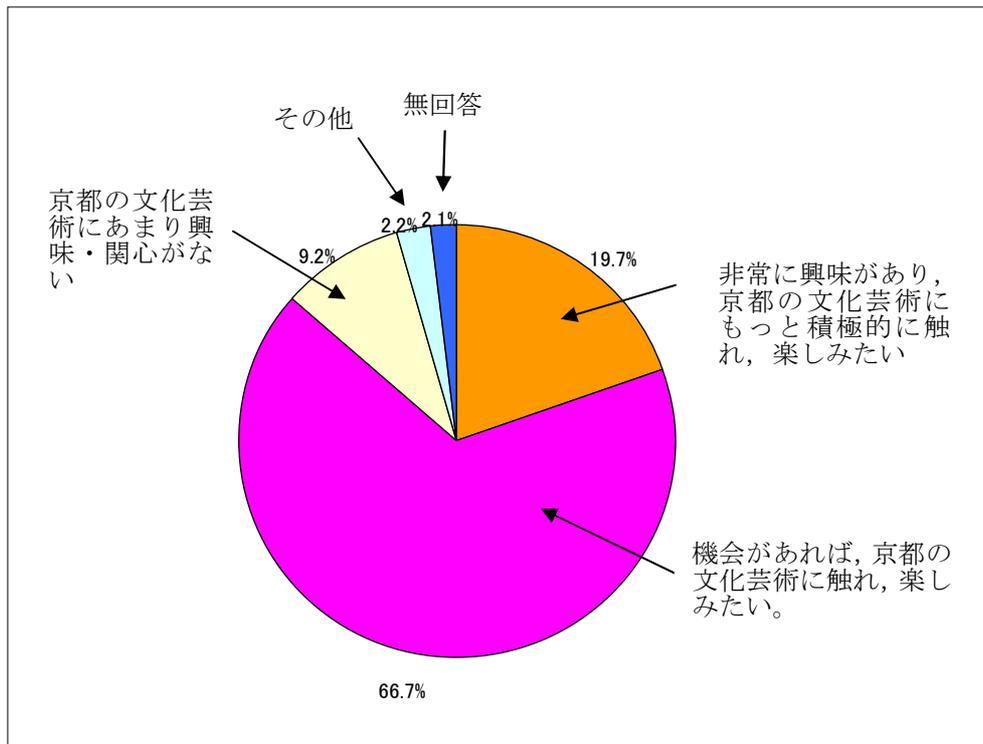
「文化芸術都市を創生するための必要な取組」を尋ねた問いに対しては、“行政と関係機関の連携”が約6割と最も多かったほか、“市民や芸

術家等の取組”や，“企業による支援”も約5割の方々が必要と答えています。

○ 文化芸術による地域の活性化等に期待

文化芸術と地域のまちづくりとの関わりに関しては，“文化芸術によって、地域に人が集い、交流が生まれ、にぎわいが出る”が約6割，“地域の住民のつながりが強まる”が5割強と、多くの方が、文化芸術の活用が地域のまちづくりに有効と考えておられる結果が出ています。

文化芸術に対する関心・興味について



(3) 成果と課題

上記(1)の取組により、今日、「京都芸術センター」では、毎年、現代芸術から伝統芸術まで様々なジャンルの事業、ジャンル間の触発融合を目指した事業、アーティストインレジデンスなど200以上の事業を行い、6万人以上の方々に鑑賞・体験いただいています。また、作品の制作・練習の場所を提供する制作・発表支援事業では、年間約50団体(約600個人)の支援を行い(平成17年度実績)、国内外で活躍する芸術家を生み出すなど、京都に若い芸術家が定着し、活動する拠点として成果を上げ、全国的にも注目されています。

若い芸術家の支援策としては、概ね1年間の活動に資するための奨励金を支給し、飛躍を促す「京都市芸術文化特別奨励制度」も、特徴的な制度として関心を呼び、

これまで16人の有望な芸術家を支援してきました。

京都の神社仏閣や京都コンサートホールなどまち全体を舞台に、多彩な催しを秋に集中的に行う「京都文化祭典」では、期間中約100万人の市民・観光客の皆さんに楽しんでいただいています（平成17年度実績）。

また、「文化ボランティア制度」には、約450人の方々に登録いただき（平成18年度当初）、本市の文化芸術事業の支援など活発な活動を行ってもらっており、その他、文化芸術に関する関係団体や、市民団体、大学、企業等において、主体的に様々な活動が進められています。

こうした取組を進めてきた中での市民の皆さんの意識については、上記(2)のとおりですが、平成13年度に行った同様のアンケート調査結果と比較すると、例えば、「文化芸術活動を楽しむ頻度」について、「週に数回」といった回答も含めて「月1回以上楽しむ」との回答が、13年度に35.5%であったのに対し、18年度は54.1%まで伸びており、この数字を見る限り、以前よりも市民の皆さんが文化芸術を楽しむ頻度が増えてきた傾向もうかがわれます。

こうした状況の一方で、

- ・ 今日、社会環境の変化や人々の生活様式の変化等により、従前、京都の特性であった「文化芸術と人々の生活や地域との密接なつながり」が次第に希薄化していくおそれがあること
- ・ 行政だけでなく、関係機関や大学、企業等が、京都の文化芸術を支える力としてそれぞれ特色ある取組を進めながら、それらの力が必ずしも一つの力に結びついていないこと
- ・ 上記(2)にも挙げたように、京都の文化芸術の豊かさが必ずしも市民の皆さんに享受されていないこと
- ・ 上記1で触れたように、近時、国内外で「文化芸術によるまちづくり」の動きが進められつつある中で、更なる取組の展開がなければ、文化芸術に係る相対的な取組の遅れが生じかねないこと

など、文化芸術都市の実現に向けて克服すべき課題があるといえます。

3 文化芸術都市の創生に向けて

(1) めざすべき「文化芸術都市」の姿

人間の共通の願いは、究極のところは富や栄誉ではなく、「健康で心豊かに生きたい」ということといえるでしょう。

現代社会において人々のこの願いはますます高まっており、そうした中、特に「心豊かに生きる」という面で文化芸術が果たし得る役割は、非常に大きなものがあります（上記 1 (1) 第一段落参照）。そして、文化芸術の効用によって心豊かに暮らせる社会こそ、本計画がめざす「文化芸術都市」の姿です。

こうした、本計画がめざす「文化芸術都市」の姿を、「京都文化芸術都市創生条例」に沿いつつ、より平易な言葉で描き出すと、以下のようなまちになります。

ア 文化芸術に関わる活動がさかんなまち

伝統的な文化芸術の継承・発展の活動や、文化芸術の新たな創造活動が活発に行われているまち

イ 日常生活シーンの中に文化芸術が見られるまち

文化芸術が市民の皆さんの生活や、身近な暮らしの場である地域の中にしっかりと根付いているまち

ウ 市民の皆さんが文化芸術を大いに楽しんでいるまち

文化芸術が市民の皆さんに大きな生きる喜びをもたらしているまち

エ 文化芸術によって社会全体が活気づいているまち

文化芸術が、産業や大学との結びつきや、独自の都市景観を生かしつつ、社会全体を活気づけているまち

(2) 文化芸術都市創生の取組の視点

文化芸術をめぐる京都の現状と課題を踏まえ、改めて、京都を文化芸術都市として創生していくために、以下のような点を、更なる取組の視点としていきます。

ア 単なる文化芸術振興よりも、文化芸術によるまちづくりを重視

イ 「個別の取組」だけでなく、様々な力の結集による「ネットワーク」を重視

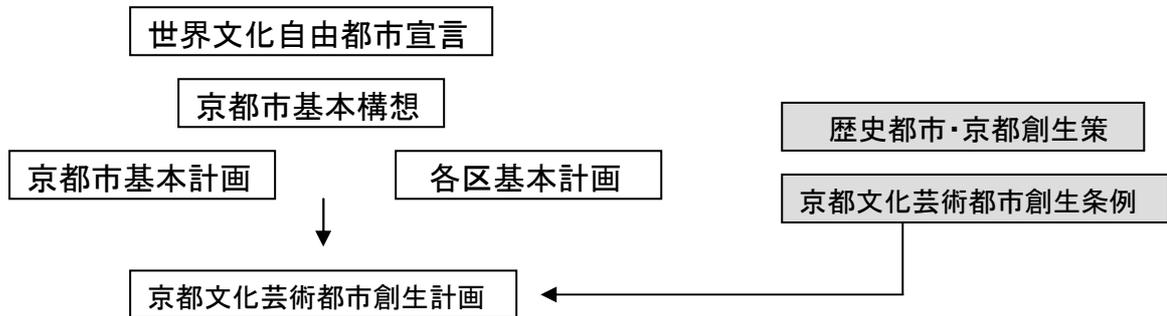
ウ 行政主導型の文化振興よりも、市民、芸術家等とのパートナーシップ型の文化振興を重視

エ これまで以上に京都の文化芸術の魅力や豊かさ＝「今ある文化力」(※)を活用

※ 京都の多様な文化の蓄積，神社仏閣や文化的な施設の存在，伝統から現代まで多彩な芸術家の存在，芸術系大学が数多くあることなど

4 計画の位置づけと計画期間

(1) 計画の位置づけ



本計画は、京都市基本計画の文化芸術に係る分野別計画であるとともに、京都市文化芸術都市創生条例に基づく計画です。

そのため、本計画の策定に伴い、平成 8 年策定の「京都市芸術文化振興計画」及び平成 15 年策定の「京都市芸術文化振興計画推進プログラム 芸術文化の都づくりプラン」（前記 3 参照）が担っていた文化芸術施策の指針としての役割については、本計画に包括・継承することとします。

(2) 計画期間

平成 19 年 1 月～平成 28 年 12 月

※ 中間年度にあたる 23 年度に、それまでの取組の成果や社会状況の変化、新しい京都市基本計画の内容等を踏まえて、本計画の点検・見直しを行い、改めて次の 5 年間に取り組むべき内容を「京都文化芸術都市創生計画・ネクストプログラム」（仮称）として明らかにする。

【10年後の文化芸術都市・京都の姿（イメージ）】

10年後、京都のまちはどうなっているでしょう？
人々の暮らしの様子はどうなっているでしょう？
あなたは、どうしているでしょう？

こんな夢を思い浮かべました。

京都のまちは、緑の山々に周囲を囲まれ、街なかを鴨川、桂川などの清流が流れる美しい自然景観に今も恵まれ、また、社寺や町家などの歴史的な建造物と現代文化が溶け合い、10年前と変わらず、否、更にみずみずしく深みのある風情を醸しています。

かつて、世の中は、一様に効率的であることや便利であることを追求しました。その結果、まちの様子や人々の生活が、全国どこでもあまり変わらなくなり、都市の個性が失われていくことが心配されました。京都も危機に瀕しましたが、「このままでは京都がどこにでもあるまちになる」という状況が深刻になるにつれ、次第に市民は、「京都が京都であり続けること」に強い自負とかたくななこだわりを示し始めました。この自負とこだわりの拠り所となったのは、悠久の歴史や、美しい景観、そして世界に比類のない優れた文化芸術の蓄積でした。

京都らしい景観を守ることと合わせて、京都を、改めて文化芸術の魅力に満ちたまちにしたいという思いが、水面に生じた小さな水泡が連なり、波紋を広げ、やがては大きな波になるように、多くの人々の間に広がりました。そして、この思いのもとに、市民や芸術家の活動、企業等の支援、行政の取組の力が一つに重なっていきました。

今日も、まちのあちこちで、文化芸術がいきいきと息づくシーンが見られます。

地域では、地蔵盆や地域のお祭りを継承する活動や、住民の手による様々な文化的な催し・活動などが盛んに行われ、高齢者や障害者、子どもたち、あるいは古くから住む住民と新たに住み始めた住民等が共に集い、交流し、つながりを強め、地域に活気を生む機会となっています。

また、京都の景観の特徴でもある神社仏閣などの歴史的な建物や場所が積極的に活用され、伝統芸能の公演や、クラシックのコンサート、現代的な演劇・ダンスなどが、市内のあちこちで行われて、一年を通して市民や観光に訪れた人々を魅了しています。

まちなかでは、夕方頃、その日の仕事を終えた多くの人々が、忙しく過ごした一日に少しの華やぎを添えるために、美術館やコンサートホールに足を運んだり、通りや町家、公共施設や会社のロビー等で行われている若いアーティストの演奏や作品展に足を止める姿が、日常的に見られます。

10年前に描いた文化芸術都市の理想像に向け、何もかもが上手く進んだわけではありません。しかし、10年前に、生活の便利さや次々と新しく提供される楽しさを享受しながら、なぜか疲れた表情を浮かべていた人々の顔や、まちの様子に、以前より、少なからず精気や活気がみなぎっているように見えます。

10年後、あなたの毎日の暮らしに少しでも潤いがあり、心が少しでも豊かになっていますように・・・。

第2章 計画の内容

1 京都がリードする文化芸術のまちづくり

～五つの京都先行プロジェクト～

前章でも挙げたように、今日、世界各国で、文化力を高めることによって社会を活性化しようという文化政策が展開されてきており、わが国においても、文化芸術で国づくりを進める「文化芸術立国」をめざすという方針が出されています。また、国内の各都市においても、文化政策方針において、「文化や芸術を活かしたまちづくり」等の考え方が示されはじめています。

こうした中、かつていち早く日本の文化首都を標榜し、文化芸術を都市づくりの重要な視点としてきた京都において、全国のあらゆる都市に先駆けて、21世紀の「文化芸術都市づくり」の優れたモデルを示すために、特に、その「先駆け」の原動力となる取組を、「五つの京都先行プロジェクト」として以下に掲げます。

(1) 京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進

- ア 京都伝統芸能文化センター（仮称）の整備
- イ 京都創生策モデル事業「京都創生座」（仮称）の実施
- ウ 「時を超え光り輝く京都・景観コンサート」（仮称）等の企画・推進
- エ 京都の文化芸術の奥深い魅力の積極的な発信

(2) 文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進

- ア 文化芸術による地域のまちづくり推進事業
- イ 文化芸術による地域のまちづくりモデル事業
- ウ 地域の中での「暮らしの文化」の再発見・再認識の促進

(3) 文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成

- ア 「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」（仮称）等の実施
- イ 子どもの文化芸術鑑賞支援事業「子ども はじめての感動応援ステージ」（仮称）
- ウ 「子どものための暮らしの文化体験講座」（仮称）等の開催
- エ 様々な文化に子どもが親しんだり、親子で楽しむきっかけづくりの推進

(4) 新たな文化芸術を創生する若き人材の育成

- ア 若手芸術家等の居住・制作・発表・制作の場づくりの促進
- イ 京都芸術センター事業等による芸術家の育成・活動支援の推進
- ウ 文化芸術インターンシップの実施
- エ 「アートシンデレラストーリー創生事業」（仮称）の実施

(5) 文化ボランティアなど市民参加による文化芸術都市づくり

- ア 京都文化パートナー1万人構想に向けた取組
- イ 京都文化パートナーズショップの募集・拡大
- ウ 文化パートナーの活動気運を高める文化芸術情報マガジンの発行等

(1) 歴史都市・京都の創生をめざして

京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進

※条例第9条「市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策」、第11条「伝統的な文化芸術の保存及び継承等のための施策」、第15条「国内外の人々の関心と理解を深めるための施策」、第17条「景観を保全し、及び再生するための施策」、第20条「文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策」の具体化

※第1章3(1)めざすべき「文化芸術都市」の姿 エ「文化芸術によって社会全体が活気づいているまち」の実現の取組

【取組の趣旨】

京都のまちは、第1章にも述べた文化的要素に加えて、御所、離宮をはじめ、多くの神社仏閣、史跡等の集積と山紫水明の自然が独自の風情を醸し出す歴史的・景観的要素を有し、それらがもたらす精神的な効用によって、国内外から多くの人々をこの地に誘(いざな)ってきました。

このように「文化」、「景観」が、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の「京都らしさ」を支え、それが国内有数の「観光都市」を実現する大きな要素となっています。この「文化」、「景観」、「観光」をより一体的に結び付けた取組を進めることにより、京都ならではの文化と景観の魅力が一層相まって、市民はもとより国内外の人々を惹き付けるまちの実現をめざします。

ここがリード (他都市に例がないといえる要素、取組の特徴等)

悠久の歴史に培われた美しい自然景観や落ち着いた町並み、伝統を継承しつつ新たな創造を続ける文化の魅力、それらが年間4,500万人以上(平成16年実績)の観光客を集める比類なき資源となっていることなど、「文化」、「景観」、「観光」の三要素が高いクオリティを湛えて揃っていることは、魅力あるまちづくりにおける京都の大きな「強み」です。

【具体的施策】

ア 京都伝統芸能文化センター(仮称)の整備

日本文化の真髄である伝統芸能やそれを支える伝統工芸など、京都が有する貴重な伝統文化を、京都独特の景観・風情の中で本来の輝きを湛えながら現代に息づくものとして広く発信し、将来に継承する拠点施設の整備に取り組みます。

具体的には、京都に集積されている日本の伝統芸能を生み出してきた人・物(作品)・場を国内外の人々に情報発信し、また、訪れて体験・体感してもらい、更に継承・創造するための拠点として、京都伝統芸能文化センター(仮称)を整備することをめざします。

この施設の整備は、日本の財産であり、世界の宝である京都の文化を守り、育てるために必要な国家的な課題であることから、「歴史都市・京都創生策」(※)に基づき、国の特別措置も求めつつ国家戦略として取り組みます。

イ 京都創生策モデル事業「京都創生座」（仮称）の実施

「京都伝統芸能文化センター（仮称）」の整備に向けた取組を推進するため、国への要望とあわせて、京都に集積されている日本の伝統文化を生かしながら、京都から新しい文化芸術の創造・発信を試み、「京都伝統芸能文化センター（仮称）」のイメージを明らかにするモデル事業を実施します。

具体的には、京都の伝統的な景観・風情が息づく場所を選定し、例えば、「日本の伝統文化の継承・創造」をテーマに、能，狂言，邦舞，邦楽等の伝統芸能の作品で、四季をつづる舞台公演等の企画・実施に取り組みます。

更に、実施に当たっては、地域の景観を守る取組や観光との連携を図り、京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組とすることをめざします。

ウ 「時を超え光り輝く京都・景観コンサート」（仮称）等の企画・推進

これからの景観の保全・再生のビジョンを示す「時を超え光り輝く京都の景観づくり～歴史都市・京都にふさわしい京都の景観のあり方～」を策定し、その中で、市民意見を踏まえて「保全すべき眺望景観」と「守りたい借景」を指定しようとする取組が現在進められています。そうした場所において、文化的情緒に彩られた京都の景観の保全・再生の気運を高めるとともに、市民や観光客が文化芸術に身近に触れる機会となるコンサート等の催しを企画し、推進を図ります。

実施に当たっては、民間団体や大学等との連携を図るとともに、京都市交響楽団や少年合唱団，文化ボランティア等の力を活用しながら取組を推進します。

エ 京都の文化芸術の奥深い魅力の積極的な発信

京都ならではの景観を活かすなどまち全体を舞台に、伝統芸能から先駆的な新しい芸術，更には京都で発祥した日本映画の魅力のアピールなど，多彩な催しを展開する「京都文化祭典」などの事業により，観光振興の取組とも連携しながら，京都の文化芸術の一層の発信を図ります。

また，京都は，伝統芸能や茶道，華道などの文化を育むとともに，紫式部が著した「源氏物語」（※）をはじめ数々の優れた文学を生み出し，また，その舞台にもなってきました。そうした，悠久の歴史に培われた京都の文化芸術の奥深い魅力を，市民，NPO，企業等とも協働しながら積極的に発信していきます。

※源氏物語の千年紀を契機とする事業

源氏物語が書かれて平成 20 年に一千年を迎える機会に，日本の文化の素晴らしさを全国・世界に発信していくことを目的に，京都府を中心に，京都市，宇治市，京都商工会議所や，民間団体，企業，NPO 等が協働して，様々な関連事業を展開する企画が進められています。

(2) 人のつながり, 地域の魅力, 暮らしの活力の創出

文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進

※条例第 8 条「暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための施策」、第 9 条「市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策」、第 13 条「文化芸術に関する活動及び地域のまちづくりに関する活動の活性化に資するための施策」、第 21 条「市民の自主的な活動を支援するための施策」の具体化
※第 1 章 3(1)めざすべき「文化芸術都市」の姿 イ「日常の生活シーンの中に文化芸術が見られるまち」の実現の取組

【取組の趣旨】

京都において文化は、人々の日常生活とかけ離れた特別なものとして存在してきたのではなく、日々の暮らしや、生活の場である地域に根づき、その中に深く浸透しながら存在・発展してきました。

こうした伝統を踏まえ、改めて文化芸術が、地域の暮らしの中にいきいきと息づくとともに、そこで生まれる活力やにぎわいが地域の活性化につながることをめざし、文化芸術と地域のまちづくりを一体化させた取組＝「文化芸術による地域のまちづくり」を促進します。

また、取組を進める中で、特に地域と文化との結びつきが密接な地域について、文化芸術による地域のまちづくりのモデルとなる「文化ゾーン」と位置づけ、市内に特色ある多様な文化ゾーンが形成されていくことをめざします。

ここがリード (他都市に例がないといえる要素、取組の特徴等)

元来、京都の人々は、日常の生活圏と遠く離れた劇場等にわざわざ足を運び、特別な創作の場においてのみ文化に触れ、非日常的なものとして楽しんできたのではなく、例えば、陶芸、染色等の優れた伝統工芸の営みが、一般の人々が普通に生活を送る地域で日常的に行われ、また、能・狂言等の伝統芸能も、その練習や公演の場が人々の暮らしのごく近辺にある中で、常にその創作の気配を感じながら、身近に親しみ、楽しんできました。

このように、暮らしや地域の中に文化芸術が息づいてきた伝統のある京都ならではの取組です。

【具体的施策】

ア 文化芸術による地域のまちづくり推進事業

「文化芸術による地域のまちづくり」の取組が、市内各所で行われることをめざして、地域住民主体の取組を支援する施策を進めます。

a 地域の人々が参画して文化事業等を企画・実施し、共に楽しむことにより、地域コミュニティの活性化を図る。

b 文化事業等の実施により、当該地域に、他地域の市民や買い物客、観光客等が集う状況を創出し、まちに賑わいを生む。

支援例

(ア) 地域の「身近なアートスペース」になる可能性のある場所の活用促進

地域にある神社仏閣、空き店舗、郵便局、病院、大学や、本市関係施設等の敷地・施設の一部やロビーなど、ミニ・コンサートや絵画・写真展など文化事業等に活用可能なスペースが、地域主催の「文化芸術による地域のまちづくり」活動の場として提供されるよう、例えば、各施設管理者に働きかけ、提供可能なスペースを登録して地域の活用を促進するなど

(イ) 地域文化会館の提供

地域（学区単位等）主催の文化事業等に対し、その実施場所として、地域文化会館等を提供するなど

（地域文化会館等の活用例）

ホールでの小演奏会や舞台公演、会議室での地域の「暮らしの文化」継承のための講話、創造活動室での絵手紙教室、ロビーでの絵画展等

(ウ) 芸術家や文化ボランティアの派遣

地域住民と芸術家等の交流事業の企画・実施や、文化ボランティアの派遣等により、地域の文化事業等の企画・実施を支援するなど

イ 文化芸術による地域のまちづくりモデル事業

「文化芸術による地域のまちづくり」の取組方法等を実践的に示し、地域住民の方々主体の文化芸術による地域のまちづくり活動が、市内の各所で行われることを促すため、本市と地域との連携による各種のモデル事業を実施します。

こうした取組等により、文化芸術による地域のまちづくりのモデルとなる、特色ある多様な「文化ゾーン」の形成を進めます。

モデル事業例

(ア) 地域にある遊休施設を活用したモデル事業の実施

小学校跡地施設等の遊休施設を暫定的に活用し、地域住民の方々や地域の住民団体等と本市が連携をとりながら文化的な催しを試行的に実施し、地域の活性化や新しいまちづくりにつなげる試みをモデル的に実施します。

（事業例）

舞台公演や美術作品展、音楽コンサート、映画上演会、文化ボランティアの公演・作品展、子どものための文化芸術事業などの企画・実施

(イ) 町家や通り，空き地等を活用したモデル事業の実施

地域の中にある町家や空き地，地域のメインストリートとなっている通りなどを活用し，上記（ア）と同じく地域の活性化や新しいまちづくりにつながる試みをモデル的に実施します。また，こうした地域のまちづくりの取組に際して，京都芸術センターなど本市文化施設のコーディネート機能を生かす試みも行います。

（事業例）

住民参加による美術のワークショップ及びそこで作られた作品の町家や通りを活用した展示，町家を活用したアーティストインレジデンス（※）及び通りを活用した作品の展示など

※アーティストインレジデンス

芸術家等が一定期間国内外の他の都市に居住し，その都市の歴史や文化に感化を受けながら作品を制作・発表する試み

ウ 地域の中での「暮らしの文化」の再発見・再認識の促進

京都の先人たちの暮らしの中から生み出され，地域の中で受け継がれてきた「暮らしの文化」を，住民の皆さんが再発見・再認識し，共通の「宝物」として共有することにより，地域の中の人と人とのつながりが強まり，地域コミュニティの活性化につながります。

地域住民の方々が，自分たちの地域や日常生活の中から，京ことばや京都ならではの衣食住の習慣，年中行事など，継承すべき「暮らしの文化」を自ら再発見・再認識し，地域コミュニティの活性化につながる取組等について，「文化芸術による地域のまちづくり推進事業」（上記ア）の活用や他の支援策等も検討しながら，活動の促進に取り組みます。

取組例

- (ア) フィールドワーク等により，地域でかつて盛んに行われていた年中行事や，関心が薄れつつある文化などを再発見し，地域の中で周知・共有したり，再興・継承する取組など
- (イ) 地域の高齢者や研究者等を招いて，昔ながらの生活の知恵や文化，地域の歴史や伝統などにまつわる話を，子どもたちや新たに転入してきた住民の方々も交えて聞く「講話の会」の開催など

(3) 文化芸術大好き！子どもたちの豊かな感性、いきいきとした表現力を育む

文化芸術に親しみ、その楽しさを知る子どもたちの育成

※条例第9条「市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策」、第10条「子どもの感性を磨き、表現力を高めるための施策」の具体化

※第1章3(1)めざすべき「文化芸術都市」の姿 ウ「市民の皆さんが文化芸術を大いに楽しんでいるまち」の実現の取組

【取組の趣旨】

市民に、文化芸術に触れることにより大きな喜びを感じてもらうためには、文化芸術に触れる機会の提供はもとより、子供の頃から文化芸術を身近に感じ、心から楽しめる感性を育む取組が大事です。こうした取組は、子どもたちの表現力やコミュニケーション能力の向上など、豊かな人間性の育成にもつながるとともに、いじめや不登校、暴力行為などの形で表れ、社会問題になっている子どもたちの心の問題に対しても、大きな意義があるといえます。

このため、多彩な文化芸術を担う人材の豊かさや、芸術教育を先駆的に推進してきた京都の特性を生かした取組を進めます。

ここがリード (他都市に例がないといえる要素、取組の特徴等)

多彩な文化芸術の担い手から暮らしの文化の継承者にわたる人材の豊かさや、京都市立音楽高等学校、京都市立銅駝美術工芸高等学校、少年合唱団の設置・運営など芸術教育を先駆的に推進してきた特性を、子どものための文化芸術振興に生かした京都ならではの取組です。

【具体的取組】

ア 「ようこそアーティスト 文化芸術とくべつ授業」(仮称)等の実施

子どもたちが、優れた文化芸術の「ほんものの輝き」に触れ、表現する楽しさやコミュニケーションの楽しさを体験することによって、その感性がいきいきと育まれることをめざして、京都の優れた芸術家等を、小・中学校や幼稚園・保育所・児童館などに派遣し、伝統芸能や茶道、華道、演劇、ダンスなど、文化芸術に関わる講話や実技指導を行う事業を新たに実施します。

また、市立小・中学校等において従前から取り組まれている、地域の人材の協力を得て伝統文化を体験的に学習する「京の雅探検隊」、京都市交響楽団の演奏を楽しむ「小学生のための音楽鑑賞教室」、市民の皆さんの協力により様々な学習・体験の機会を提供する「みやこ子ども土曜塾」など、京都ならではの文化芸術教育をより一層進めます。

イ 子どもの文化芸術鑑賞支援事業「子ども はじめての感動応援ステージ」(仮称)

市内で行われる演劇，コンサート，伝統芸能，ミュージカルなどの中から，子どもたちの感性の育成に資する優れた舞台芸術を選んで，子どものための舞台鑑賞支援事業「子ども・はじめての感動応援ステージ」(仮称)と位置づけ，事業主体と協力して鑑賞料金を低く抑えるなどの支援を行うことにより，より多くの子どもたちの優れた文化芸術と触れ合う機会の促進を図ります。

ウ 「子どものための暮らしの文化体験講座」(仮称)等の開催

例えば，町家の暮らしの知恵を，実際の町家でのそうじ体験を通じて学んだり，先人たちから受け継がれてきた京都の食の文化を，京料理の職人から学ぶなど，暮らしの文化を，現代の「町衆」から子どもたちに体験的に伝える講座の開催等に取り組みます。

エ 様々な文化に子どもが親しんだり，親子で楽しむきっかけづくりの推進

京都芸術センターや京都市美術館における子どもや親子のためのワークショップの実施，京都コンサートホールにおける親子で楽しめるコンサートの促進，京都市交響楽団による「こどものためのコンサート」の開催等の取組を進めます。

また，京都の貴重な文化財に触れることを通して，子どもたちが，京都の文化の「深さ」を体感し，地域に愛着を持てるようにする取組等も推進します。

更に，京都会館，京都市美術館，動物園，国際交流会館，国立近代美術館等の文化施設が集積する岡崎地域の特性を生かし，各施設や地域の連携のもとに「岡崎子どもアートひろば」(仮称)等の事業の企画・実施を検討します。

(4) 芸術家たちが夢を育み、住み続け、活動したいと思えるまちをめざして

新たな文化芸術を創生する若き人材の育成

※条例第 12 条「新たな文化芸術の創造に資するための施策」、第 19 条「文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策」、第 20 条「文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策」の具体化

※第 1 章 3(1)めざすべき「文化芸術都市」の姿 ア「文化芸術に関わる活動がさかんなまち」の実現の取組

【取組の趣旨】

これまで京都のまちは、優れた文化の集積によって多くの若い人材を惹きつけてその才能を育み、また、その若い才能が放つみずみずしい創作のエネルギーを、文化の集積のより一層の厚みへとつなげてきました。

今日の京都においても、将来の飛躍の可能性を秘めた若い人材が、数多く京都に学び、更に京都に学んだ人々が京都にとどまり、学んだものに磨きをかけることで、そうした人たちの手による文化が京都のまちで大きく育っていくことをめざします。

ここがリード (他都市に例がないといえる要素、取組の特徴等)

京都は、芸術系大学をはじめ多数の大学が集積する「大学のまち」として、全国から広く学生を集めています。また、その才能を、常に時代の最先端を追い求める刺激的な環境の中で引き出し消費していくのではなく、豊かな文化的・学術的な風土の中でじっくりと育み熟成させていく土壌を有しています。こうした他の大都市にはない独自の「若い才能の育成環境」を、更に整備していく取組です。

【具体的施策】

ア 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくりの促進

既存の町家や倉庫、市営住宅等の活用等による居住・制作の場づくりや、公共空間を活用した発表の場づくりなど、若手芸術家等の京都における居住・制作・発表を促進する方策を検討します。これにより、若いアーティストたちが京都のまちなかに居住し、活動しつづけることができる環境を整え、彼らの新しい創作の活力を、まちの活力につなげます。

イ 京都芸術センター事業等による芸術家の育成・活動支援の推進

京都の文化芸術振興の拠点施設として、様々な先駆的な事業を展開している京都芸術センターにおいて、芸術家・芸術関係者の育成のための事業や、芸術作品の制作・練習の場を提供する制作・発表支援事業をはじめ、数多くの若い芸術家の成長・飛躍を支えてきたセンターの効果的な運営を図ります。

また、京都の文化芸術の新たな担い手を育成するため、若手芸術家等を対象に、審査のうえ、将来の飛躍を促すための活動資金を支給する芸術文化特別奨励制度

について、より多くの芸術家たちに夢と希望を与えるとともに、奨励者の活動のエネルギーが京都のまちに還元されるよう、一層効果的な運用を図っていきます。

ウ 文化芸術インターンシップの実施

文化芸術の道を志して京都に集う多くの学生たちが、実践的な知識を学び、卒業後の活動に役立つ力を身に付けることを支援するために、京都に数多くある芸術系大学や大学コンソーシアム京都等と連携を図り、本市文化芸術部局や美術館等における施策の企画・実施の現場に学生を受け入れ、そこでの学習実績を単位として認定する「文化芸術インターンシップ」の実施を検討します。

エ 「アートシンデレラストーリー創生事業」(仮称)の実施

若手芸術家等が、京都において活動する上で、活動を経費的に支えるとともに、社会的な評価を糧として、更なる成長・飛躍を図っていくことを促すために、企業や社会活動団体等のメセナ活動を促進します。

具体的には、活動への支援を求める芸術家を募集してリスト化し、企業等への周知を図るとともに、芸術家が企業等に直接アピールして評価を受けるプレゼンテーションの場の設定や、活動支援を行った企業等の顕彰などにより、メセナ活動の気運を高め、その促進を図ります。

(5) 文化芸術都市・京都が誇る市民の力、もっと結集、もっと拡大！

文化ボランティアなど市民参加による文化芸術都市づくり

※条例第9条「市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策」、第15条「国内外の人々の関心と理解を深めるための施策」、第20条「文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策」、第21条「市民の自主的な活動を支援するための施策(文化ボランティア)」の具体化
※第1章3(1)めざすべき「文化芸術都市」の姿 ウ「市民の皆さんが文化芸術を大いに楽しんでいるまち」の実現の取組

【取組の趣旨】

現行の文化ボランティア制度の枠組みを拡げて、文化事業のサポートという具体的な形に至らずとも、文化芸術に関わりを持ちたい、あるいは何らかのきっかけさえあればもっと積極的に楽しみたいという意向を含めて、市民の方々の幅広いニーズをネットワーク化し、より多くの市民、NPO、企業等が、文化芸術都市づくりへの参画意識を持って積極的に活動し、文化芸術を楽しむ状況をつくります。

ここがリード (他都市に例がないといえる要素、取組の特徴等)

河合隼雄文化庁長官の「文化ボランティア活動の活性化」の提唱にいち早く呼応して、本市において「文化ボランティア制度」を創設したところ、現在約500名の登録を得るなど市民の関心が高く、また、その中には、茶道、華道、音楽、美術など多種多様な芸術活動を行っている方が多いなど、文化芸術の裾野が広い京都の特性を生かした取組です。

【具体的施策】

ア 京都文化パートナー1万人構想に向けた取組

現行の文化ボランティア制度(※)の枠組みを拡げ、より手軽に関われる機会があれば関わりたいといった、文化芸術に潜在的な関心を持つ層の市民や、NPO、企業等も含めて、広く「文化パートナー」として募り、思い思いの関わり方で京都の文化芸術を支えていく幅広い力の結集をめざします。

本計画期間の10年後の1万人登録達成を目標に、京都はもとより全国を視野に普及・拡大を図るとともに、活動の場や機会の拡大等に取り組みます。

「文化パートナー」とは

①現行の文化ボランティアに加え、②本市事業や後援事業等のチラシを隣近所(企業等の場合は職場・グループ内)などで配布する「地域の広報支援」、③本市事業や後援事業等の情報を受けて、友人・知人等に口こみで広げる「口こみ支援」、④本市事業や後援事業等の情報を受けて、積極的に参加し、楽しむ「文化芸術の熱心な愛好」など、幅広い形態で京都の文化を支える人々を想定。

※文化ボランティア制度

市民や企業、芸術家等から、文化芸術活動の運営や実施のサポートを行うボランティアと、活動のサポートを必要とする活動主体等を結びつける制度

イ 京都文化パートナーズショップの募集・拡大

本市主催の文化事業のチラシ配布・ポスターの掲示に協力してもらえる店舗（スーパーマーケット、コンビニ、喫茶店等）を募集し、「京都文化パートナーズショップ」と位置づけて、市民の日常生活により身近な「まちなかの情報発信拠点」としての役割を担っていただく取組を進めます。

ウ 文化パートナーの活動気運を高める文化芸術情報マガジンの発行等

文化パートナーの、文化芸術都市づくりへの参画意識を高め、積極的な活動（文化ボランティア、文化情報の口コミ、催しへの参加等）を促進するため、本市主催の文化芸術事業及び後援事業のお知らせや、文化ボランティアに関する情報、文化パートナーズショップの紹介、文化パートナー相互の情報交換、文化芸術への関心を高める記事など、多彩な情報を盛り込んだ情報マガジンの配布や同電子版の配信などを検討・推進します。

2 文化芸術都市創生のための総合的な施策

文化芸術都市の創生に向けては、前記1の「京都がリードする文化芸術のまちづくり」に重点的に取り組むとともに、京都文化芸術都市創生条例に掲げた「文化芸術都市の創生のための施策」(第2節)の各項目に沿って、総合的な施策の推進を図っていく必要があります。

いわば、「京都がリードする文化芸術のまちづくり」が、文化芸術都市の「幹」となり、「枝」を張り巡らせるものであるとすれば、ここに掲げる各種施策(※)は、その幹や枝の周りに「葉」を茂らせ、「実」を実らせようとするものです。

※ 施策のうち、◎を付けたものは新規の取組です。

また、本章1「京都がリードする文化芸術のまちづくり」に掲げた施策については、(再掲)と付記して掲載しています。

(1) 日常生活における文化芸術の定着

文化芸術が市民に一層身近なものとなり、尊重されるようにする。

ア 暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための施策

第8条 本市は、暮らしの文化(京都の先人たちの暮らしの中から生み出され、その中で受け継がれてきた文化をいう。)に対する市民の関心と理解を深めるため、市民に対する啓発、当該文化の継承に寄与したものの顕彰その他の必要な措置を講じなければならない。

(ア) 地域の中での「暮らしの文化」の再発見・再認識の促進(再掲) ◎

(イ) 「子どものための暮らしの文化体験講座」(仮称)等の開催(再掲) ◎

(ウ) 暮らしの文化普及・啓発冊子「京都の暮らしの文化、魅力再発見！」(仮称)の作成・発行 ◎

地域住民の方々が、地域や日常生活の中から、京ことばや京都ならではの衣食住の習慣、年中行事などの「暮らしの文化」を再発見・再認識する取組を支援(上記(ア))するとともに、その取組成果をまとめた冊子を作成・発行することによって、「暮らしの文化」の魅力と意義を広く普及し、他の地域での取組の誘発を図ります。

(エ) 研究者や市民団体(※)等との連携による、暮らしの文化の魅力を普及・啓発するシンポジウム等の開催 ◎

※ 京ことばの保存・継承や、町家の暮らしの魅力の紹介等に取り組むNPOや市民サークルなどを想定

(オ) 「暮らしの文化顕彰制度」(仮称)の創設 ◎

京都の伝統的な生活習慣や地域に根付く芸能や祭事など、暮らしの文化の継承や普及啓発に寄与した方を顕彰する制度を創設し、活動を広く周知することを検討します。

イ 市民が文化芸術に親しむことができるようにするための施策

第9条 本市は、高齢者、障害者及び青少年をはじめ広く市民が文化芸術に親しむことができるようにするため、文化芸術の鑑賞及び体験の機会並びに文化芸術に関する創造的な活動の成果を発表する機会の提供、市民に身近な場所において芸術家と交流することを目的とする催しの実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(ア) 京都文化祭典の開催（再掲）

「京の華舞台」、「京都の秋音楽祭」、「市民ふれあいステージ」、「京都映画祭」など、多彩な文化事業を実施している「京都文化祭典」について、京都ならではの景観を生かし、観光振興の取組とも連携しながら、京都の文化芸術活動に刺激を与え、多くの市民に親しまれる、一層望ましい祭典の在り方をめざして取組を進めます。

(イ) 美術館、コンサートホール、地域文化会館等における各種事業の推進

市民の皆さんに、多様な文化芸術に触れていただくための展覧会やコンサート等の開催をはじめ、本市の文化施設の機能を一層発揮して各種文化事業の取組を進めます。

取組のポイント

優れた文化芸術に触れていただくだけでなく、京都市美術館におけるアートフレンド事業（※1）、京都コンサートホールにおけるシニア制度やスチューデント制度等（※2）、地域文化会館等における市民の皆さんの文化芸術活動発表の催しなど、市民の皆さんに、より気軽に文化芸術を楽しんでいただくための取組を積極的に進めます。

※1 各種ワークショップや市民美術講座（講演会・ギャラリートーク）を開催。

※2 シニア制度、スチューデント制度等；70歳以上の高齢者を対象にシニアシートの設定と割引を行うシニア制度や、学生証提示で当日券を半額にするスチューデント制度等のサービスを行っている。

(ウ) 「まちなかどこでもギャラリー・コンサート推進事業」（仮称）◎

公共・民間施設の空きスペース等（※）を活用し、文化ボランティア等の協力を得て、市民が文化芸術に気軽に触れる都市空間の創出をめざします。

※ 神社仏閣、空き店舗、郵便局、病院、大学や本市施設などの敷地・施設の一部等（「文化芸術による地域のまちづくり推進事業」にも活用）

(エ) 源氏物語千年紀の取組等による京都の文化芸術の魅力の発信（再掲）◎

(オ) 国民文化祭の京都開催 ◎

全国各地で行われている様々な文化活動を全国的な規模で発表し交流する文化の祭典である国民文化祭が、平成23年度に京都で行われることから、文化庁や京都府等と協調し、この事業が、多様な文化活動に京都市民が触れ、交流するとともに、文化芸術都市・京都の市民文化を全国に発信する絶好の機会となるよう取組を進めます。

(カ) 京都市交響楽団の「より一層市民に愛される京響」をめざした取組の推進

京都市交響楽団は、日本で唯一の自治体直営のオーケストラとして創立し、平成 18 年度には 50 周年を迎えました。これを契機として、文化芸術都市にふさわしい、世界に誇れるオーケストラへの飛躍と、市民の皆さんにより一層親しまれ、愛される「京響」となることをめざして更なる取組を進めます。

取組のポイント

京都コンサートホール等における本格的な演奏会の実施とあわせて、地域文化会館など市民の皆さんに身近な会場で、比較的低料金で演奏をお届けする「みんなのコンサート」や、福祉施設や病院等への訪問演奏、市民の皆さんからの音楽に関する相談に応じる「音楽相談」などの取組を積極的に進め、「京響」の存在を市民の皆さんにより一層身近に感じていただくことをめざします。

(キ) 京都国際マンガミュージアムと連携した、世界的に注目されつつあるマンガ文化の振興 ◎

平成 18 年秋に、元市立龍池小学校の敷地内に開設する「京都国際マンガミュージアム」（京都市・京都精華大学共同事業）について、世界から注目されているマンガの収集・保管・展示・調査・研究等を行うミュージアムの機能が効果的に発揮されるよう、文化政策の観点からも連携を図ります。

(ク) 京都市生涯学習総合センター（京都アスニー）等の生涯学習講座など、文化芸術に関する生涯学習の推進

京都市生涯学習総合センター（京都アスニー）や生涯学習総合センター山科（アスニー山科）の「アスニー・セミナー」や「アスニー・アトリエ」、「アスニーシネマ」などにおいて、多くの市民の方々に文化芸術等に触れ、理解を深めていただく事業が行われており、今後も、こうした取組により生涯学習の推進を図ります。

(ケ) 文化芸術団体との連携による鑑賞・参加型事業の推進

文化芸術に関わる各種団体との連携や共催などにより、市民の皆さんに鑑賞したり、参加していただける多彩な事業の促進を図ります。

(コ) 文化芸術施策や施設における「ユニバーサルデザイン」(※)の推進

文化芸術施策や施設が、全ての人にとってできる限り利用しやすく、楽しめるものとなるよう、「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」等に基づき取組を進めます。

※ 製品、設備、施設やサービスの提供などを、すべての人にとってできる限り利用しやすいデザインにすること。

ウ 子供の感性を磨き、表現力を高めるための施策

第10条 本市は、文化芸術に対する子供の感性を磨き、表現力を高めるため、学校、地域その他の様々な場での文化芸術に関する教育の充実、子供を対象とする公演及び展示の実施、子供による文化芸術に関する活動に対する支援その他の必要な措置を講じなければならない。

(ア) 「ようこそアーティスト！文化芸術とくべつ授業」や小・中学校における文化芸術教育の推進（再掲） ◎

(イ) 子どもの文化芸術鑑賞の支援（再掲） ◎

(ウ) 様々な文化に子どもが親しんだり、親子で楽しむきっかけづくりの推進（再掲）

(エ) 「岡崎子どもアートひろば」（仮称）の企画・実施（再掲） ◎

(オ) 文化芸術団体との連携による子どものための各種体験教室等の推進

文化芸術団体との連携により、子どもを対象とした芸術、能楽、邦楽、邦舞の体験教室等の推進を図ります。

(カ) 京都市立銅駝美術工芸高等学校や京都市立音楽高等学校等における文化芸術に係る特色ある専門教育の推進

京都市では、芸術系の専門的な教育を進める機関として、全国に先駆けて、京都市立銅駝美術工芸高等学校及び京都市立音楽高等学校を開設しています。また、音楽高校については、元城巽中学校跡地に移転整備して更なる機能の充実を図る計画を進めています。引き続き先進的な芸術教育を進め、優れた文化芸術の担い手の育成を図ります。

(キ) 歴史都市・京都から学ぶジュニア日本文化検定（ジュニア京都検定）の創設

歴史都市・京都の優れた文化を守り、次代へ継承していく子どもたちを育むため、子どもたちが知識と共に体験を通して京都の文化を学ぶ機会を、市民ぐるみで創出するために創設した「ジュニア京都検定」の取組を進めます。

(ク) 京都市ジュニアオーケストラや京都市立芸術大学の子どもの音楽教室等の推進

青少年のオーケストラ活動の支援等をめざして設立した「京都市ジュニアオーケストラ」の運営や、京都市立芸術大学が行っている「子どもの音楽教室」などの事業を通じて、子ども・青少年における音楽文化等の振興・普及を図ります。

(ケ) 青少年の文化芸術活動の促進

青少年活動センターを拠点とする文化芸術活動等の推進を図ります。

(2) 伝統の継承と新たな創造活動の支援

伝統的な文化芸術を保存・継承し、新たな文化芸術の創造活動の支援と、芸術活動を担う人材の育成を行う。

ア 伝統的な文化芸術の保存及び継承等のための施策

第11条 本市は、伝統的な文化芸術及びこれを支える技術を保存し、及び継承するとともに、市民をはじめ広く国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができる機会を拡大するために必要な措置を講じなければならない。

(ア) 京都伝統芸能文化センター（仮称）の整備（再掲） ◎

(イ) 京都創生策モデル事業「京都創生座」（仮称）の実施（再掲） ◎

(ウ) 京都の伝統文化に、市民や観光客に身近に触れていただく機会の提供

市民狂言会，市民寄席，元離宮二条城における市民大茶会や，文化芸術団体との連携により実施している薪能，華道京展，市民邦楽会，市民邦舞会など，伝統文化の身近な鑑賞機会提供の取組を進めます。

(エ) 京都芸術センターにおける伝統芸術創造プログラムの実施

「明倫茶会」，「継ぐこと・伝えること」など，京都の優れた伝統的文化芸術遺産を現代に生かし，次代に継承するとともに，明日の伝統を創造する取組を進めます。

(オ) 「伝統文化こども教室」等による，子どもたちへの伝統文化継承の促進

文化庁の「伝統文化こども教室事業」（補助事業）の活用等を進め，地域の保存会や文化団体等が，子どもたちに民俗芸能や邦楽，邦舞などの伝統文化を体験・修得させ，次代に継承するための取組を促進します。

(カ) 京都市立芸術大学日本伝統音楽研究センターにおける伝統文化の研究や文化創造の機能の推進

日本の伝統音楽に係る世界的な研究機関である「日本伝統音楽研究センター」について，研究や研究成果の公開，国際交流等の機能の推進を図ります。

イ 新たな文化芸術の創造に資するための施策

第12条 本市は、新たな文化芸術の創造に資するため、当該創造に係る活動を行うものの育成、支援及び顕彰その他の必要な措置を講じなければならない。

(ア) 京都芸術センターにおける芸術家の育成・活動支援（再掲）

取組のポイント

京都芸術センターは、京都市の文化芸術振興の総合的な拠点として開設し、「文化芸術活動の支援」、「文化芸術情報の発信」、「芸術家・市民の交流」を目的として、芸術家等の人材育成を含めて様々な先駆的な事業を展開しています。

しかしながら、今日、センターの存在や事業が定着する一方、制作や発表の場所を求める有望な若手芸術家の多様なニーズに十分に応え切れていない状況が生じています。このため、センターの機能強化の方策を模索し、新たな創造活動を支援する取組の更なる充実をめざします。

(イ) 芸術文化特別奨励制度の効果的な運用（再掲）

(ウ) 若手芸術家等の居住・制作・発表の場づくりの促進（再掲） ◎

(エ) アートシンデレラストory創生事業の実施（再掲） ◎

(オ) 文化芸術都市の創生のためにより効果的な顕彰制度の在り方の検討

将来を嘱望される新人や新人育成等に功労があった方を表彰する「京都市芸術新人賞・同功労賞」や、本市の文化の向上に多大の功労があった方を表彰する「京都市文化功労者」等の顕彰制度について、文化芸術都市の創生のためにより効果的な制度となるよう検討し、取組を進めます。

(カ) 助成金等の情報のより効果的な発信

国、助成団体等の各種助成金に関する情報を集約・整理し、支援を必要とする芸術家がスムーズに申請できるよう、より効果的な情報発信を検討し、取組を進めます。

(キ) 助成金等内定者融資制度

国、助成団体等からの助成金の内定している芸術家に対し、「つなぎ資金」を無利息で融資することにより、芸術活動に係る資金面の負担を軽減し、芸術家の支援・育成を図る制度の効果的な運営を進めます。

ウ 文化芸術に関する活動及び地域のまちづくりに関する活動の活性化に資するための施策

第13条 本市は、文化芸術に関する活動と地域のまちづくりに関する活動との連携を図り、これらの活動の活性化に資するため、地域の特性に応じた文化芸術に関する活動の場の提供その他の必要な措置を講じなければならない。

- (ア) 文化芸術による地域のまちづくり推進事業（再掲） ◎
- (イ) 文化芸術による地域のまちづくりモデル事業（再掲） ◎
- (ウ) 「文化芸術による地域のまちづくり事例集」の作成・発行 ◎
- (エ) 京都市景観・まちづくりセンター等との連携の推進

「文化芸術による地域のまちづくり」を推進するに当たって、美しい景観や住みよいまちの創造のために市民の皆さんの主体的なまちづくり活動の支援を進める「京都市景観・まちづくりセンター」等との連携を図ります。

- (オ) 各区基本計画に掲げた、各区の個性を生かした各種文化関係事業の推進

各区の基本計画に掲げられた各種の文化関係事業について、地域の特性を生かし、区の独自性を発揮しながら、引き続き区民とのパートナーシップにより取組を進めます。

- (カ) 地域文化会館フランチャイズ化事業

芸術団体に練習場所を無償で提供し、団体には無料のコンサートやワークショップを開催していただき、地域住民の方々に、身近に文化芸術に触れていただく機会の創出を図ります。

(3) 文化芸術の交流の促進

文化芸術に関する交流を積極的に促進する。

ア 国内外の地域との交流を促進するための施策

第14条 本市は、文化芸術に関する国内外の地域との交流を促進するため、国内外の文化芸術に関する活動を行う者の受入れ、当該活動を行う者の国内外への派遣、文化芸術に関する国際的な催しの実施その他の必要な措置を講じなければならない。

- (ア) 京都芸術センターにおけるアーティスト・イン・レジデンス事業や招聘アーティストの作品展・舞台発表等の推進

国内外の芸術家・芸術関係者を受け入れ、その作品展、舞台発表、市民とのワークショップ等の活動を支援する、京都芸術センターにおける「アーティスト・イン・レジデンス」等の取組を進めます。

(イ) 京都市立芸術大学における海外の大学との交換留学や交流展の取組など、留学生による文化芸術交流の推進

京都市立芸術大学が諸外国の大学と行っている学生の交換派遣や、交流展・交流演奏会の取組など、留学生による文化芸術に関する国際交流を進めます。

(ウ) 京都迎賓館や国際交流会館、在京各国文化センター、京都文化交流コンベンションビューロー、芸術系大学等と連携した国際交流の推進

文化芸術に係る国際交流の推進に関わる各関係施設・機関との連携を進めます。

(エ) 国際交流に取り組む市民団体等との連携の推進

京都の伝統文化等の魅力を外国の方々に紹介する活動など、文化芸術に関する国際交流は市民レベルでも進められています。こうした活動を行う団体等との連携を進めます。

(オ) 姉妹都市との文化交流事業の推進

本市の姉妹都市との盟約締結の周年を契機として、各都市との文化交流を深める取組を進めます。

イ 国内外の人々の関心と理解を深めるための施策

第15条 本市は、京都の文化芸術に対する国内外の人々の関心と理解を深めるため、広く世界に向けて当該文化芸術に関する情報を提供するために必要な措置を講じなければならない。

(ア) 京都芸術文化情報リンク集の充実

京都の芸術団体・芸術家や文化施設等の情報をインターネット等により全国に発信している京都芸術文化情報リンク集について、京都の文化芸術の魅力や豊かさを広く紹介し、アピールするツールとして、検索機能の付与など一層の充実を図ります。

(イ) 後援事業等の支援 ◎

本市が後援する事業等について、市民への情報発信や、京都市後援事業であることを示す共通マーク、ロゴ等の設定など、主に広報面の支援等を検討し、取組を進めます。

(ウ) 視覚障害のある方等のための文化情報発信の工夫

視覚障害のある方等のために、例えば文化ボランティアの協力などにより、文化芸術に関する情報を得られやすくする工夫を検討し、取組を進めます。

(エ) 京都迎賓館や国際交流会館、在京各国文化センター、京都文化交流コンベンションビューロー、芸術系大学等と連携した情報発信の推進

文化芸術の国際的な情報発信に関わる各関係施設・機関との連携を進めます。

(オ) 「京都館」や在外観光情報拠点（中国、韓国、オーストラリア）を活用した京都の文化情報発信

京都の魅力を首都圏に発信するための東京の「京都館」や、海外に設置した観光情報拠点と連携し、それらの施設を活用した文化情報の発信を検討し、取組を進めます。

(カ)「関西元気文化圏事業」(※)と連携した広域的な情報発信の推進

※ 文化庁と関西の経済団体、関係事業者、報道機関、行政等の協力体制の下、共同の広報戦略等により、関西の文化を全国に発信していこうとする取組

(4) 文化芸術環境の向上

文化財の保護・活用，景観の保全・再生など，文化芸術振興のための環境整備に努める。

ア 文化財を保護し，及び活用するための施策

第16条 本市は，文化芸術都市の創生に資するため，文化財を保護し，及び活用するために必要な措置を講じなければならない。

(ア) 文化財の保存と活用の推進

開発行為の増大，生活様式の変化等により，消滅の危機にさらされている考古資料や民俗資料などをはじめ，未来に受け継ぐべき貴重な文化財の一層効果的な保存・活用を図ります。

(イ) 地域文化財サポーター，地域文化財マネージャーの育成 ◎

市民，NPO，大学等の幅広い連携・協力体制の構築を図ります。

(ウ) 地域文化遺産の保存と活用の促進

地域の歴史や文化と密接に結びつき，地域の文化の向上発展や個性ある地域づくりの中核となる文化遺産を，地域住民の方々等に率先して保存・活用していただく取組を進めます。

(エ) 子どもたちの文化遺産を大切にす意識を育む取組の推進

京都市内で出土した埋蔵文化財等に，子どもたちに実際に触れてもらいながら，京都の歴史に思いを馳せ，その重みを感じ，地域に愛着を持てるようにする取組を進めます。

(オ) 元離宮二条城，無鄰菴の運営

元離宮二条城，無鄰菴について，本市の貴重な文化財の保存と活用の観点から，必要な施設整備と効果的な運営を進めます。

取組のポイント

二条城は，全域が史跡に指定されており，国宝二の丸御殿のほか多くの重要文化財を有し，また，古都京都の文化財として世界遺産にも登録されています。この二条城の魅力を知っていただくとともに文化財保護の大切さを理解いただくため，ライトアップ，本丸御殿特別公開，市民大茶会，「お城まつり」等の事業を開催し，毎年 120 万人前後の入場者を数えています。

また，無鄰菴は，明治・大正時代の元老 山県有朋の別荘であったもので，明治の代表的名園とされる庭園を含めて，市民や観光に訪れた方々に公開しています。

これらの歴史の重みを湛えた京都の貴重な財産について，近年，老朽化が進んでいることから，引き続き修繕・整備等の必要な対策を進め，観光振興の取組とも連携しながら，施設の適切な保存と活用により，国内外の人々を魅了し続けるよう取り組みます。

(カ) 産業史跡の活用

疏水記念館の効果的な運営など，市内の産業史跡の活用を検討し，取組を進めます。

(キ) 京都における新たな世界遺産の登録 ◎

京都には，世界遺産に登録されている「古都京都の文化財」に匹敵する数多くの文化遺産と美しい景観があることから，世界遺産を拡充することにより，京都の歴史的，伝統的な景観や文化，文化財の素晴らしさを世界に発信するとともに，人類共通の財産を守り，育て，伝えていくことを国等に要望する取組を進めます。

イ 景観を保全し，及び再生するための施策

第 17 条 本市は，文化芸術都市の創生に資するため，景観を保全し，及び再生するために必要な措置を講じなければならない。

(ア) 重要文化的景観の選定への取組の推進 ◎

京都の景観は，山紫水明の自然景観や，日常の生活や生業を通じて創り出されてきた文化的景観などによって織り成されています。文化財保護法に基づいて，その保存と活用を図り，国内外の人々を魅了する京都の景観を次世代に伝えるため，京都の重要文化的景観の選定の申出に向けた調査の実施などの取組を進めます。

(イ) 風致地区の指定，古都保存法に基づく歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の指定，伝統的建造物群保存地区の指定等の制度の効果的な運用

京都市では，京都の歴史的な景観を守るため，独自の条例や助成制度の創設など，他都市に先駆けた取組を進めてきました。引き続き各種制度の効果的な運用を進め，美しい自然景観の保護と，京都らしい市街地景観の形成を図ります。

(ウ) 「時を超え光り輝く京都の景観づくり～歴史都市・京都にふさわしい景観のあり方～」に基づく，景観の保全・再生の取組の推進 ◎

これまでの景観の保全・再生の方針や対策に加えて，新しい明確なビジョンと包括的な景観形成の方策とともに，緊急的に実施すべき施策を示すため，とりまとめを進めている「時を超え光り輝く京都の景観づくり～歴史都市・京都にふさわしい景観のあり方～」に基づき，50年後，100年後を見据えた景観対策を進めます。

(エ) 京都創生策モデル事業「京都創生座（仮称）」，「時を超え光り輝く京都・景観コンサート（仮称）」等の企画・推進などにおける文化施策と景観施策との連携（再掲） ◎

(オ) 町家の保存・再生の取組

ファンドによる修理の補助や，賃貸住宅としての活用など，京町家の保存・再生の取組を進めます。

ウ 施設の充実を図るための施策

第18条 本市は、文化芸術に関する活動に資する施設の充実を図るため、当該施設の運営に関し専門的な知識を有する人材の確保及び育成、文化芸術の多様な表現方法に対応する当該施設の整備、当該施設相互の連携の推進その他の必要な措置を講じなければならない。

(ア) 京都会館、美術館等の施設の充実と岡崎文化ゾーンの活性化に向けた取組の推進

岡崎地域は、東山を背景とした落ち着いた風情を醸す一帯に、京都会館、京都市美術館、京都市動物園をはじめ、京都市勧業館、公園、京都市国際交流会館、無鄰菴、疏水記念館などの本市施設や、京都国立近代美術館や民間の美術館などの文化的な施設等が集積しています。

この地域が、より多くの市民や観光客の皆さんに親しまれ、心を豊かにしていただける場所として活性化するよう、本市の施設の整備や魅力の向上、岡崎地域にある他の施設や地域との連携の推進等により、地域全体の更なるにぎわいの創出を図ります。

取組のポイント

京都会館は、京都府最大の2,000人収容の多目的ホールを持つ施設としてコンサート、演劇、式典、集会などに幅広く利用されていますが、平成22年に開館50周年を迎えるに際して、施設の老朽化が著しく、利用上のニーズに十分対応できていないことから、大規模ホールに求められる今日的な機能を果たせるよう再整備していく必要があります。

また、京都市美術館も、全国で2番目の公立美術館として開設した後、京都の美術振興の拠点として多くの人々に親しまれていますが、開設後73年を経て(平成18年時点)、海外展等の開催に求められる良好な展示環境の実現や、2000点余りに及ぶ所蔵品の適切な収蔵環境の確保など、施設・設備の抜本的な改修が必要な状況になっています。

京都市動物園についても、平成15年度の開園100周年を記念した「サルワールド」等の整備に引き続き、動物の飼育や展示のための施設の再整備が求められています。

これらの施設は、岡崎文化ゾーンの核になるとともに、文化芸術都市・京都のシンボルともいべき施設です。それぞれが、京都が誇る文化施設としての機能をしっかりと果たせるよう、今後、必要な整備等を適切に進めるとともに、他の施設と連携して岡崎全体の活性化が図られるよう取り組みます。

(イ) 京都会館、京都コンサートホール、地域文化会館等の効果的な運営

各施設について、それぞれ文化芸術都市創生のために重要な役割を担う施設として効果的な運営を図ります。

(ウ) 京都市美術館と民間美術館や NPO 団体等との連携・ネットワークづくりの推進

◎

京都市美術館と民間の美術館や美術に関する NPO 団体等との連携を図り、例えば共同して行う取組の企画など、各施設や団体が、個々の「点」ではなく、共に京都の美術振興を支える「ネットワーク」のように機能することをめざして取組を進めます。

(エ) 文化芸術関係機関・施設の交流、連携

京都市立芸術大学、京都市立銅駝美術工芸高等学校、京都市立音楽高等学校といった教育機関や、京都芸術センター、京都市立美術館、京都市コンサートホール、京都市交響楽団などの文化施設や機関が、それぞれの特徴を発揮しつつ連携と交流を進め、共に文化芸術都市の創生をめざすよう取組を進めます。

(5) 学術・産業との連携

文化芸術に関する活動と学術研究・産業に関する活動との連携を促進する。

ア 文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策

第19条 本市は、文化芸術及び学術研究が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すために必要な措置を講じなければならない。

(ア) 文化芸術インターンシップ制度の創設 (再掲) ◎

(イ) 京都市立芸術大学の、まちなかにおける機能発揮の場 (サテライト) の設置の推進 ◎

京都市立芸術大学が、京都のまちなかにおいて、大学が育む芸術活動と人とのつながりや交流を進め、情報発信する場を設けることは、大学の活動に一層の可能性を切り開くとともに、文化芸術のまちづくりにも大きな影響を及ぼすものです。こうした観点から、様々な方法、場所、機会を探りながら、市内中心部における「京都芸大サテライト (仮称)」の実現に向けた取組を進めます。

(ウ) 本計画推進担当部局と芸術系大学等の連携の推進

本計画の推進を中心的に担当する文化芸術都市推進室と、京都市立芸術大学の一層の連携を図るとともに、他の芸術系大学や大学の芸術関係機関等との連携を進めます。

(エ) 京都が誇る大学の集積の活用

芸術系大学等に限らず、例えば、大学の人材や所蔵品、優れた研究機能など、各大学が有する「文化資源」を文化事業や施策に活用するなど、京都が誇る「大学の集積」の力を、大学コンソーシアム京都との連携等を通じて、文化芸術都市の創生に生かす取組を検討し、取組を進めます。

(オ) 文化芸術や学術の交流を図る各種の取組との連携

国、府等との連携による「国際文化フォーラム」の内容の充実に向けて、国への働きかけや市の取組を進めるほか、京都府の「京都文化会議」との連携などを進めます。

イ 文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すための施策

第20条 本市は、文化芸術及び産業が相互に影響を与え、創造的な活動を新たに生み出すために必要な措置を講じなければならない。

(ア) 新京都市観光振興推進計画に基づく取組の推進

「こころの時代に対応した、じっくり、ゆっくと楽しむ“ゆとりの旅”」を提案する新京都市観光振興推進計画に基づき、元離宮二条城のライトアップ、芸術・文化施設の夜間開館、京都文化祭典等の取組を進めます。

(イ) 文化情報と観光情報を連携させた効果的な情報発信の推進

インターネット等により、市内で開催する文化芸術の催し等を広く市民の方々等にお知らせする文化芸術情報発信の取組と、京都に観光に訪れる方々に役立つ情報を発信する観光情報発信の取組との連携を図り、相互の情報の充実と、利用の拡大を図ります。

(ウ) 「京都映画際」の開催など、映画文化を支える NPO 団体等との連携の推進や、フィルムコミッションの推進による、京都の映画文化や映像文化の振興

(エ) 京都創生策モデル事業「京都創生座（仮称）」の実施、「時を超え光り輝く京都・景観コンサート（仮称）」等の企画・推進などにおける文化施策と観光施策との連携（再掲） ◎

(オ) 京都の文化芸術と、それを支えてきた産業との関係を示す展覧会の開催などの検討 ◎

(6) 市民の活動支援

市民の自主的な活動を支援する。

ア 市民の自主的な活動を支援するための施策

第21条 本市は、市民の自主的な文化芸術に関する活動を支援するため、当該活動に関する情報の提供、市民と共同して行う事業の実施、文化芸術に関するボランティア活動を行うものに対する支援その他の必要な措置を講じなければならない。

(ア) 京都文化パートナー1万人構想に向けた取組（再掲） ◎

(イ) 京都文化パートナーズショップの募集・拡大（再掲） ◎

(ウ) 文化パートナーの活動の気運を高める文化芸術情報マガジンの発行等（再掲）
◎

(エ) 市民の文化芸術活動の支援

文化芸術活動に係る人や場所の情報提供や、活動のための環境整備など、市民の文化芸術活動の振興に向けた支援を進めます。

(オ) 地域文化会館の効果的な運営への市民参加等の推進

地域文化会館における催しの企画や実施に市民意見を反映するなど、市民参加の推進等により、地域文化会館の効果的な運営を進めます。

(カ) 文化ボランティア基金や文化事業基金等への、市民や企業等の一層の賛同・協力に向けた働きかけ

文化ボランティア活動の振興や文化芸術都市の創生の取組に、「基金」への協力という形で多くの市民や企業に参画していただけるよう、賛同・協力を求める働きかけを進めます。

第3章 推進方法

1 市民参加による推進体制

(1) 文化芸術都市創生審議会の運営

本計画の策定に当たっては、京都文化芸術都市創生条例に基づいて設置した、文化芸術関係者や市民、学識、企業等の代表から成る「京都文化芸術都市創生審議会」の御意見を踏まえてとりまとめて参りました。

本計画の実施に当たっても、引き続きこの審議会における多角的な見地からの議論や助言を踏まえながら、取組の推進を図ります。

(2) 市民等による委員会の設置等

市民等とのパートナーシップによる本計画の効果的な推進の観点から、施設の運営や事業の実行のための市民等による委員会の設置・充実に取り組むなど、様々な機会を通じて市民参加の推進を図ります。

(3) 地域における主体的な取組の促進

本計画の取組を進めるためには、地域においても、多くの住民の方々が様々な取組を主体的に進めていただくことが必要です。このため、各区の文化芸術振興等に関わる団体をはじめ、地域の団体や住民の方々が文化芸術都市創生の取組に参加し、その力を十分に発揮していただけるよう取り組みます。

2 文化芸術政策推進体制の充実及び関係機関の連携

(1) 文化芸術都市創生のための効果的な推進体制の整備

平成18年4月の京都文化芸術都市創生条例の施行に伴い、その推進のための中心的な役割を担う組織として、新たに文化芸術都市推進室を設置したところですが、更に、例えば「5つの京都先行プロジェクト」の推進のためのプロジェクトチームの設置を図るなど、機動的な推進体制の整備を進めます。

また、引き続き、計画の推進を図る中で推進体制の検証を行い、例えば局組織の在り方等も含めて、文化芸術都市創生のための効果的な組織について、引き続き検討することとします。

(2) 「京都文化創造機構」(仮称)の整備

文化芸術のまちづくりを総合的に進めるためには、京都市のみならず、京都にある文化芸術に関係する様々な機関が連携し、力を一つに結集していく必要があります。こうした観点から、京都芸術センターや、本計画に掲げた京都伝統芸能文化セ

ンター（仮称）、国際日本文化研究センター、京都国立博物館、総合地球環境学研究所、京都市立芸術大学、同大学日本伝統音楽研究センター、市内の芸術系大学など、京都に集積する様々な専門機関が連携して、文化芸術の創造・発信を総合的に担う機構として、「京都文化創造機構」（仮称）の整備をめざします。

(3) 文化庁関西拠点の誘致

関西から、全国、そして世界に向けて、日本文化を発信し、あわせて「関西元気文化圏」の発展・具体化を図り、文化財の創造的利活用を推進していくために、文化庁の関西拠点が京都に設置されるよう、これまで国に対して要望してきました。

これが実現すれば、文化庁との一層緊密な連携のもとに、本計画を効果的に推進していくことが期待されることから、引き続き国に対して要望していきます。

3 京都創生策の推進

本計画において、文化芸術都市として創生しようとしている京都の歴史的・文化的な価値は、国民の貴重な財産であり、世界の宝でもあります。

京都市では、この京都を創生しようとする取組を、京都の取組だけにとどまらず、国を挙げて国家戦略として進めることを提唱した「歴史都市・京都創生策」の取組を進めていますが、本計画はその文化面の取組の推進を担うものであることから、本計画の取組とあわせて、引き続き「京都創生策」の実現をめざします。

4 計画の取組の評価・点検等

本計画の推進状況については、適宜とりまとめて文化芸術都市創生審議会への報告、市民の皆さんへの公表等を行い、御意見等を踏まえて取組の点検を行います。

また、文化芸術の質や内容は、数値のみの評価にはなじみにくく、その成果がすぐには現れにくいことから、こうした文化芸術の特性を踏まえつつ、行政評価制度を補完するような評価方法について、国における検討（※）等も踏まえながら検討します。こうしたことにより、計画の推進状況について、市民の皆さんによりわかりやすい評価と点検を行えるよう取り組みます。

※ 文化庁が平成18年7月に示した「文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて（中間まとめ）」において、今後の取組の方向性の一つとして、文化芸術に関する「適切な評価方法の開発に関する検討」が挙げられている。